

建設現場における遠隔臨場に関する試行要領

1. 目的

本要領は、大分市上下水道局が発注する工事において「段階確認」、「材料確認」および「立会」を必要とする作業に遠隔臨場（※1）を適用し、受発注者の作業効率化を図るとともに、契約の適正な履行として施工履歴を管理するために、必要な事項を定めるものである。

（※1）遠隔臨場とは、スマートフォンやタブレット等のモバイル端末（ウェアラブルカメラを含む）による映像と音声の双方向通信を使用して「段階確認」、「材料確認」、「立会」を行うものである。

2. 試行対象工事

本要領の目的を踏まえ、遠隔臨場の効果が期待できるすべての工事を対象とする。なお、発注者は、試行対象工事であることを「特記仕様書」に明示し、試行の実施については、工事契約後に受発注者間で協議し決定する。

（特記仕様書記載例）

第〇〇条

本工事は、遠隔臨場の試行対象工事とし、受注者は実施するか否かを選択できる。なお、試行にあたっては「建設現場における遠隔臨場に関する試行要領」に基づき行うものとする。

3. 適用の範囲

本要領は、遠隔臨場の機器を用いて「土木工事共通仕様書」に定める「段階確認」、「材料確認」および「立会」を実施する場合に適用し、下記（1）～（3）によるものとする。なお、モバイル端末等の使用は、「段階確認」、「材料確認」および「立会」だけでなく、現場の不一致、事故などの報告時等でも活用効果が期待されることから、受注者の創意工夫等、自発的に実施する行為を妨げるものではない。

（1）段階確認

「土木工事共通仕様書」第3編土木工事共通編 第1章総則 第1節総則の「1-1-3 監督員による段階確認及び立会等」に定める「7. 段階確認の臨場」に該当するものであり、モバイル端末等の機器を用いて、実施することができるものとする。

（2）材料確認

「土木工事共通仕様書」第2編材料編 第1章一般事項 第2節工事材料の品質

に定める「1. 一般事項」および「4. 見本・品質証明資料」による品質確認および現物による確認を、モバイル端末等の機器を用いて、実施することができるものとする。

(3) 立会

「土木工事共通仕様書」「第1編共通編 第1章総則 第1節総則」の「1-1-2用語の定義」に定める「32. 立会」に該当するものであり、モバイル端末等の機器を用いて、実施することができるものとする。

上記(1)～(3)において監督員は、本要領に記載されている内容を確認および把握するために資料等の提出を請求できるものとし、受注者はこれに協力しなければならない。受注者は、本要領に記載されている内容を確認、把握する上で必要な準備、人員および資機材等の提供ならびに、必要とする資料を整備するものとする。

また、モバイル端末等の機器を用いて、映像と音声の同時配信と双方向の通信を行うことにより、監督員が確認するのに十分な情報を得ることができた場合に、臨場に代えることができるものとし、十分な情報を得られなかったと判断する場合には、受注者にその旨を伝え、通常どおりの確認を行う。

4. 実施の方法

(1) 事前準備

- ・受注者が遠隔臨場に使用するモバイル端末等の機器は、受注者が準備するものとする。また、監督員が使用する機器等は各課管理のモバイル端末や情報システム班管理の機器とし、個人所有のモバイル端末等は使用しないこと。
- ・受注者は、遠隔臨場の実施に先立ち、監督員と実施日時、実施個所（場所）や必要とする資料等について協議を行う。
- ・利用するアプリケーション等の種類については、受発注者間で協議して定めるものとする。

(2) 遠隔臨場の実施

- ・受注者は、事前に監督員との双方向通信の状況について確認を行う。また、必要な準備、人員および資機材等を提供する。
- ・受注者は、「工事名」「工種」「確認内容」「設計値」「測定値」や「使用材料」等の必要な情報について、適宜黒板や読み上げにより、監督員の確認を得ること。

(3) 遠隔臨場の記録と保存

- ・受注者は、遠隔臨場の状況写真を撮影し提出すること。ただし、「段階確認書」「材料確認書」「確認・立会依頼書」等に記録し確認を得た場合は、写真の記録は不要とする。

5. 試行における措置

(1) 費用

本試行を実施するにあたり必要となる受注者の機器および通信費については、技術管理費（施工管理で使用するOA機器の費用）に含まれていることから、受注者の負担とする。

(2) 工事成績評定の取扱い

本要領に基づき遠隔臨場を行った場合でも、工事成績評定における評価は行わないものとする。

6. 効果の把握

受注者および監督員は、本試行の効果の検証および課題抽出のため、アンケートを求められた場合は協力すること。

7. 留意事項

受注者は、以下の点に留意すること。

- ・被撮影者である当該工事現場の作業員に対して、撮影の目的、用途等を説明し、承諾を得ること。
- ・モバイル端末等で撮影する場合、作業員のプライバシーを侵害する音声情報が含まれる場合があるため留意すること。
- ・施工現場外ができる限り映り込まないように留意すること。
- ・公的ではない建物の内部等、見られることが予想されていない場所が映り込まないように留意すること。
- ・本要領によりがたい場合は、適宜受発注者間で協議すること。

附則

本要領は、令和5年4月1日以降に起案する工事に適用する。ただし、適用日以前に起案した工事においても、受発注者協議により適用できるものとする。